

「東京都社会的責任調達指針」の適用開始について

東京都は、経済合理性のみならず持続可能性にも配慮した調達を行うことを通じて、東京都の調達に留まらず、企業の調達においても、環境、人権、労働及び経済の各分野での望ましい慣行を敷えんさせ、持続可能な社会に貢献することを東京都の社会的責任と捉え、これを果たすための指針として、令和6年7月16日に「東京都社会的責任調達指針」（以下「調達指針」という。）を策定しました。

調達指針は、令和7年4月1日以降に公表される財務局経理部契約第一課及び契約第二課発注の案件から適用を開始し、以下のとおり取り扱うことといたしますのでお知らせいたします。

- 1 適用案件は、東京都競争入札参加資格審査申請時に入力する「東京都社会的責任調達指針」に関するチェックリスト」（以下「チェックリスト」という。）において、「全ての義務的事項に取り組んでいる。」として登録された事業者が参加できます。
申請時から、チェックリストで申告した取組状況に変更がある場合は、令和7年4月1日以降、電子調達システムから変更申請を行ってください。
- 2 適用案件の契約締結に当たっては、調達指針の遵守に係る誓約をしていただく必要があります。誓約書を綴じ込んだ契約書の締結をもって、誓約したものと見做します。
- 3 適用案件において、調達指針に定める受注者等及びそれらのサプライチェーンを担う事業者は、当該契約の履行に当たって、調達指針を遵守する必要があります。
- 4 適用案件は、東京都財務局が別途設置する「東京都社会的責任調達指針」に係る通報受付窓口」（以下「通報受付窓口」という。）における通報の対象となります。通報受付窓口が、調達指針の不遵守に関する通報を受け付けた場合、調達指針に定める受注者等は通報受付窓口による通報への対応に協力する必要があります。

詳細は以下からご確認ください。

調達指針：

https://www.zaimu.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/zaimu/20240716_SR_shishin

誓約書：

https://www.zaimu.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/zaimu/SR_seiyakusyosyo

通報受付窓口 業務運用基準：

https://www.zaimu.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/zaimu/SR_madoguchi_gyoumuunyokijun

調達指針



誓約書



通報受付窓口業務運用基準



【問合せ先】

財務局経理部総務課契約調整担当
直通（03）5388-2607